



平成21年6月23日

独立行政法人航海訓練所
理事長 岡野 良成 殿

監事 黒田 義久 

監事 戸田 正之 
(非常勤)

監 事 意 見 書

独立行政法人航海訓練所（以下、「法人」という。）の平成20事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）及び決算報告書並びに事業報告書について監査を実施しました。

その結果について、独立行政法人通則法第38条第2項の規程に基く「監事意見書」は次のとおりです。

1. 監査の方法の概要

- (1) 理事会に出席するほか、理事長及び理事などから事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。
- (2) 財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書並びに決算報告書について、会計責任者から説明を聴取した。
- (3) 会計業務支援を受けている監査法人トーマツから、その業務実施結果の報告を受け、その妥当性を検証した。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般の公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般の公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められました。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状態、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 決算報告書は法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。